

あま市教育立市プラン

「あまっ子」宣言

第2期用改訂 第3稿（案）



あま市教育委員会

令和9年4月

あま市教育立市プランとは

あま市教育立市プランは、あま市教育大綱に掲げる「あま市の人づくり」を具体化し、個別の施策を示したもので、教育委員会が策定しています。

あま市の教育について

あま市政は10余年が過ぎ、その間に、時代は平成から令和に遷りました。近年のIoTやAI等をはじめとする技術革新、グローバル化等の社会の変化、格差問題や一人親世帯の増加等の家庭の状況の多様化、さらには教員の長時間勤務の問題等、教育を取り巻く状況は大きく変化し、課題が山積しております。また、甚大な災害の発生や新たな感染症の拡大は、社会や教育にも大きな影響を及ぼしています。その中で、変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」の3つの要素からなる「生きる力」を育むことが求められています。

あま市では、子どもたちが快適に学べる学習環境、教職員が働きやすい教育環境を整備しながら、社会の要請や地域の特性に応じた特色ある教育を推進します。また、学校・家庭・地域の連携により、青少年の健全育成を図ります。そして、生涯にわたって学習やスポーツ活動に取り組める多様な学習機会を充実させ、「いきいきと学び続けられる環境が整ったまち」をつくります。

未来を担うのは子どもたちであり、教育はあま市の未来を創り出す原動力であるという「教育立市」の理念の実現を進めるまちづくりを目指し、学校・家庭・地域の連携のもと、まち全体であま市の児童生徒を育み、生涯にわたって主体的に学び続け、自らの判断と責任で地域の課題に取り組むことができるあま市らしい人づくりを進めていきます。

そして、生涯にわたって主体的に学び続けることが、あま市の教育の根幹なのです。そのために、教育の使命をまちぐるみで共有し、市民一人ひとりが教育にかかわる楽しさと豊かさを実感できる教育環境を実現していきます。

この教育立市プランは、あま市民の生涯にわたる教育のあり方や教育行政の課題に対して、教育委員会がどう考え、どう取り組んでいくかを市民の皆様にはわかりやすくお示しし、市民の皆様と共に様々な課題を解決していくことをめざして、この先、概ね10年間の展望した、あま市の教育の目指すべき姿を描き策定したものです。

なお、このあま市教育立市プランは教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画にあたります。また、「愛知の教育に関する大綱（2021年度～2025年度）」及び「第四次愛知県教育振興基本計画（「あいちの教育ビジョン2025」）」を参考にしています。

第Ⅰ期 令和4年度～令和8年度

第Ⅱ期 令和9年度～令和13年度

あま市教育立市プラン第Ⅱ期に向けた改訂について

あま市教育立市プランを令和4年4月に策定してから5年が経過しました。

本プランでは令和4年度から令和8年度を第Ⅰ期、令和9年度から令和13年度を第Ⅱ期としています。令和8年度は第Ⅰ期の終期であり、翌年度から第Ⅱ期が始まります。この区切りの年度に第Ⅰ期の振り返りと第Ⅱ期へ展望のため、一部修正を行いました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しています。この点検・評価報告書では、毎年度その事業の評価及び翌年度の目標について、評価指数、評価に係るエビデンスを示しながら数値目標を提示しています。毎年度少しずつでもよりよい教育となるようにこの評価及び目標の設定を行っています。

第Ⅰ期の間にも本プランに基づいて、様々な施策を実施してまいりましたが、多くの新たな課題も出てきました。第Ⅱ期の間にも多くの新たな課題が出てくると思われます。第Ⅱ期についても、引き続き毎年度の点検・評価を通してより良い教育を目指していきます。

また、第Ⅰ期の期間中にあま市教育委員会は、将来を見据えた学校のあり方に係る基本の方針及び方策を策定するため、令和4年2月から令和5年9月までに全6回のあま市小中学校あり方検討委員会を開催し、学校関係者及び市民から広く意見を聴取しました。このあま市小中学校あり方検討委員会報告書をもとにパブリックコメントを経て、令和6年1月19日に「あま市立小中学校のあり方に関する基本の方針」を定め、持続可能な教育の形を意識した基本的な方針やビジョン又は方向性として5つの基本の方針を示しました。

令和9年度からの第Ⅱ期にあたり、教育大綱並びにあま市教育立市プランを遂行し、この基本の方針に沿ってより良い教育を目指していきます。

なお、このあま市教育立市プランは教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画にあたります。また、第Ⅱ期の一部修正にあたり、「愛知の教育に関する大綱（2026年度～2030年度）」及び「第五次愛知県教育振興基本計画（「あいちの教育ビジョン2030」）」を参考にしています。

目指す「あまっ子」※

—「自らの判断と責任」で、諸課題に取り組むことができる子どもの育成—

『広い知識と教養』

学ぶ楽しさを通して自らの可能性と人生を切り拓く

『情操と道徳心』

礼儀や規律を重んじ、家族を大切にし、他者を思いやり相手の人格を尊重して行動する

『健やかな体』

生命を尊び、自らの健やかな体をつくる

『郷土愛と社会参画意識』

あま市の伝統や文化を愛し、積極的に社会にかかわり地域の諸課題に取り組む

『国際社会へ寄与する心』

日本の伝統や文化を知り、国際社会に貢献する

※「あまっ子」：自らの判断と責任で、諸課題に取り組むことができる力を備えたあま市の子どもに対する
親しみやすい名称

『あまっ子宣言』

平成26年4月1日制定

- 「おもしろい」気持ちを大切にします。
自ら学び、世界にはばたきます。
- 伝統を守り、文化を創り出します。
世界につながる和の心を大切にします。
- 人をいたわります。
誠を尽くして、正しい道を進みます。
- 命は一人ひとつの宝物です。
心と体を鍛え、大切な命を守ります。
- いじめはしません。
手をさしのべ、助け合う仲間づくりを目指します。
- 差別をなくします。
自分を大切にし、相手の気持ちを考えます。

6 つ の 施 策

施策1 学校の教育力を充実させ、あまっ子の学ぶ力を高める

授業づくりの工夫、教育環境の充実、外部人材の活用、関係機関との連携等により、学校の教育力を充実させ、あまっ子の学ぶ力を高めます。

施策2 人に思いやりを持ち、共に生きるあまっ子を育む

生命の尊さや価値を知り、自他の存在を尊重できる、こころ豊かなあまっ子を育てます。

持続可能な発展のための教育に取り組み、より良い社会づくりに参画するあまっ子を育てます。

施策3 開かれた学校づくり、特色ある学校づくりを進める

地域・家庭から愛される学校をめざし、地域・家庭・学校が連携できる開かれた学校づくりを進めます。

学校が所在する地域（学区）の伝統と教育財産（人・モノ）を生かし、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めます。

施策4 学校の教育環境の整備と充実に努める

安全・安心で快適な環境の中で学ぶことのできる、安全性や機能性の高い学校づくりを進めます。

施策5 共に考え、学び、楽しむ生涯学習社会を創る

「ずっと大好きなまち“あま”」の実現に向けて、個性豊かで活力に満ちた市民主体の芸術文化活動への環境づくりなど、市民が生涯にわたり心身ともに健康で活力あふれる生活を送ることができるよう社会づくりに取り組みます。

施策6 スポーツ環境の充実に努める

スポーツ参画人口の拡大・スポーツ実施率等の向上を目指し、市民がスポーツに関して「する」「みる」「ささえる」等様々な関わり方ができるよう、スポーツ環境の充実に努めます。

施策Ⅰ

学校の教育力を充実させ、あまっ子の学ぶ力を高める

授業づくりの工夫、教育環境の充実、外部人材の活用、関係機関との連携等により、学校の教育力を充実させ、あまっ子の学ぶ力を高めます。

●展開する事業の主な取り組み

□子どもの学力を高めるための実践

○主体的、対話的で深い学びの推進

児童生徒が自ら課題を見つけて粘り強く取り組み、仲間と考え合って自らの認識を新たにし、知識を関連づけて深く理解したり、情報を精査して考えを形成したりするなど、創造的な活動をする授業を推進します。言語活動の充実、見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動、体験活動、課題選択及び自主的、自発的な学習の促進、コンピュータ等や教材・教具の活用など、児童生徒の実際の状況を踏まえながら、資質・能力を育成するために多様な学習活動を組み合わせた授業づくりを推進します。

○ICT機器を活用した授業改善の推進

先進的ICT活用法を日常生活の中での活用から始め、徐々に授業での活用へと進めます。ICT機器の活用は、「活用すること」が目的ではなく、「児童生徒の学びを深め、考える力を育てること」を目的とします。

ICT支援員を活用し、授業づくりや教材作成への支援を受けながら、教職員と児童生徒の学校全体での利活用を推進します。

小学校入学から中学校卒業まで一貫して児童生徒のデータを収集、蓄積、活用することで、成長の過程を指導に活かします。教職員による児童生徒のデータの蓄積のみならず、児童生徒自身の日常利用によるデータの収集、蓄積、活用を目指します。

ICT機器及び生成AIを積極的に活用します。

生成AIの活用には、情報の真偽や出典を確認すること、複数の情報を比較すること、AIやアルゴリズムの偏りを理解することなど、情報を鵜呑みにしない批判的思考を必要とするものとし、AIによる出力は参考の一つであり、最終的には人間が判断するものであることに注意します。

○ユニバーサル・デザインに基づく教育活動の推進

障がいの有無にかかわらず、すべての児童生徒の「わかる・できる」を目指し、ユニバーサル・デザインの考えに基づく教育活動を進めます。その基盤として、子どもが安心して過ごせ、授業に集中できる学習環境づくりを推進します。

○二期制のメリットを生かした教育活動

学校生活において児童生徒に時間的なゆとりを与え、学習や活動の充実を図ります。学習や行事を見直し、わかる授業、楽しい学校づくりを進めます。児童生徒とじっくり向きあい、一人ひとりの基礎学力の定着を図ります。

□外部人材による支援

○スクールサポーター、ALT等の活用

教育活動の支援や個別の児童生徒の学習支援を行うスクールサポーター、スクールサポートサブスタッフ、外国語指導助手（ALT）、日本語指導員、図書支援員、ICT支援員などの充実を図ります。

○学生ボランティアによる学校支援活動の充実

教員を目指す大学生が、ボランティアとして各小中学校の学習支援・特別支援教育の補助・学校行事の補助などに参加する機会を増やし、教育活動の充実を図ります。

○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）による学校支援活動の充実

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の利点を生かした取り組みを行います。地域学校協働本部の協力を得て地域のボランティアの協力・支援を受け、各教科の授業や特別活動のゲストティーチャー等として招いたり、読み聞かせ、学習支援、安全指導、環境整備など学校の実情に応じた多様な学校支援活動の協力を得たりして、教育活動の充実を図ります。

○大学等関係機関との連携協力の推進

各小中学校の教育現場における実践的指導力の育成のために、大学等関係機関との連携協力を推進します。

□個に応じた教育の推進

○教育支援・就学支援の充実

障がいなどにより、新しい環境に適応が難しい子どもの就学先や支援の方法について、学校見学、個別相談などを行うことで、保護者と共に考え、適切な教育支援・就学支援を進めます。

また、教育支援委員会を開催し、各学校の教育支援担当者、医療・社会福祉関係者と連携しながら、適切な教育支援の充実に努めます。

○特別支援教育に関する研修の充実

特別な支援を要する児童生徒および保護者に対する配慮やかかわり方、学校や学級全体における特別支援教育のあり方等、特別支援教育に関する研修の充実に図ります。

○小中連携教育の推進

中1ギャップなどを防ぐため、小中学校間での児童観、生徒観、学力観、評価観の共通認識に基づいた小中連携及び小中交流教育の推進を図ります。

- ・学校訪問、現職教育における研究授業の参観
- ・不登校等対策委員会への相互の出席
- ・中学校の教師による出前授業、生徒による学校説明会の実施
- ・小学生による中学校の体験入学、部活動体験の実施
- ・小学生に対する中学校行事等への招待

○幼保こ小連携教育の推進

適正な就学指導と小1プロブレムを防ぐため、幼保こ小連携及び幼保こ小交流教育を推進します。

- ・「幼保こ小連絡会」の開催
- ・「幼保小の架け橋プログラム」の実施に向けた調査・研究
- ・幼稚園児、保育園児に対する小学校行事等への招待

□学校体育の充実

○学校体育の充実による体力の向上

小中学校において、様々な運動の機会の設定や工夫、ICT機器の活用等を通して、児童生徒の体力向上を図り、自ら進んで運動に親しみ、体力を高められるような児童生徒の育成に努めます。

○学校部活動の在り方の検討

学校における働き方改革にも留意しつつ、望ましい部活動の在り方について検討を進めます。

学校部活動の段階的な地域展開に向けて、生徒の希望に応えられるよう、部活動を地域の活動として実施できる仕組みづくりを進めます。

□食育の推進

○食育に関する取り組み

栄養教諭等を中心に食育の指導を進めます。

- ・栄養教諭等による各校での食に関する指導
- ・学校が主催する給食試食会等の食に関する取り組みへの参加
- ・給食だより(児童生徒・保護者対象)、食育だより(保護者対象)、食育メッセージ(教職員対象)等の発行
- ・子育て支援アプリによる学校給食の献立やレシピを情報発信

○「子どもがつくる弁当の日」の取り組み

児童生徒が自ら弁当(料理)をつくることを通じて、達成感、自信の積み重ね、調理の知識・技術の習得、食材の大切さ・感謝の気持ちを培い社会の中で生きていく上での大切な力を身に付ける教育を進めます。

○食物アレルギー対策

給食における食物アレルギー事故を防止するため児童生徒、保護者、教職員への食物アレルギーに関する啓発に取り組みます。

○地産・地消への取り組み

学校給食に市内や近隣地域の食材を多く使用し、地場産物や郷土料理等について家庭への啓発に取り組みます。

□教職員の教師力の向上

○教職員の資質向上研修

教職員の資質や力量を向上するために、研修の充実を図ります。

- ・教育アドバイザーの派遣
- ・教職員研修「(ATC…アマ ティーチャーズ カレッジ)」
- ・少経験者研修

○若い教職員の人材育成の充実

若い教職員の資質・指導力を向上させることを目指し、初任者研修等の研修体制を充実させます。

○教職員多忙化解消への取り組み

教職員の業務多忙化が社会問題になっている中で、「あま市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」をもとに、教員の働き方改革を推進して、児童生徒と向き合う時間の確保に努めます。

施策2

人に思いやりをもち、共に生きるあまっ子を育む

生命の尊さや価値を知り、自他の存在を尊重できる、こころ豊かなあまっ子を育てます。

持続可能な発展のための教育に取り組み、より良い社会づくりに参画するあまっ子を育てます。

●展開する事業の主な取り組み

□いのちを大切にする心の教育の推進、人権教育の推進

○教育活動全般での道徳教育

道徳の授業のみではなく、各教科の授業、特別活動、学校行事、給食や清掃の時間、休み時間も含め、学校での教育活動全般を通して、また、学校と家庭や地域と連携して、児童生徒の豊かな心を育みます。

○特別の教科 道徳 の実践

児童生徒が、それぞれの道徳的諸価値の理解をもとに、自己を見つめ、様々な物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深めることができるように、道徳科の授業の充実を図ります。

○人権教育の推進

あま市小中学校人権教育研究会の支援や、各学校での人権教育を推進します。

人権教育を柱とするカリキュラムの編成を進めます。

○SDGsについての学習の推進

SDGsの理念を取り入れた新たなESDの視点に立った学習指導や教員研修の充実を図ります。各教科の授業や総合的な学習の時間の取り組みを通して、持続可能な開発目標であるSDGsの視点を踏まえた学びに取り組みます。

○言葉の大切さについての理解を推進し市民が思いやりの心を持ち幸せになる社会の実現を目指すための取り組み

言葉は人と人との信頼関係を築き、社会の調和を保つために欠かせない大切な手段です。しかし、使い方を誤ると他者を傷つけ、人間関係に悪影響を及ぼすこともあります。価値観が多様化する現代社会において、すべての人が幸せになるためには、子どもから大人まで一人ひとりが言葉の重要性を理解し、互いに尊重し思いやる心を育むことが大切です。こうした理念のもと、市民が互いの意思や人格を尊重し合える、思いやりに満ちたあま市を目指す取り組みを支援します。

□学校安全・防災に向けた活動の充実

○児童生徒の安全確保のための情報共有

学校安全緊急情報共有化広域ネットワーク、保護者連絡アプリ「tetoru」等を活用し、不審者等の情報を提供するとともに、緊急時における児童生徒の安全確保を図ります。

○登下校時の見守り

各小学校の実情に応じて、スクールガード、見守り隊等による児童の登下校時等の見守りに努めます。

○学校内、通学路の安全確保のための取り組み

- ・関係機関と連携して、通学路の危険箇所の点検や交通安全指導、避難訓練、不審者への対応訓練、教職員の研修等を計画的に行います。
- ・大規模災害や事故等の発生に備えて、非常時における学校と家庭との連絡システムや児童生徒の引き渡し方法等について周知します。
- ・熱中症の予防に向けて、天候や気温に応じた適切な対応等について周知します。
- ・防災ボランティアや地域の防災組織等の関係機関と連携し、児童生徒が体験的な学習を通して災害時の対応や役割等について学ぶ機会をつくります。また、地域と連携した防災訓練等への参加を推奨し、自助・共助の意識の向上を図ります。
- ・消防等関係機関の協力を得て、各学校で心肺蘇生、AEDによる除細動、応急手当の方法等、救命救急に関する知識や技能を学ぶ機会をつくります。

□いじめ・不登校を生まない環境づくりと早期対応に向けた取り組み

○教育相談センターでの相談、支援活動の充実

教育相談センターでの発達支援相談や個別カウンセリング、教育支援室（ビリーブ）での不登校児童生徒に対する学習支援や体験活動、支援員による小中学校の巡回相談等を組織的、計画的に行い、不登校の児童生徒・保護者に対する相談、支援活動の充実を図ります。

特別支援教育に係る相談支援の実施や児童生徒の非行・校内暴力事案等に対する生徒指導等への援助を行う学校支援活動を推進します。

○多様な学びの場の確保

児童生徒や学校の実情に応じて、小中学校内に教育支援室を設置することや、校外のフリースクール等との連携を図るなど、児童生徒の学びの場の確保に努めます。併せて、継続的かつ安定的に運営できるよう支援員や担当教員の人的配置に努めます。

○各小中学校の生徒指導への支援

教育相談センターから教育相談支援員、学校支援アドバイザーの巡回及び派遣を行い、各小中学校の生徒指導、教育相談活動等を支援します。

○不登校等対策協議会、いじめ問題対策連絡協議会の開催

あま市内小中学校のいじめ・不登校児童生徒への対応方法や指導についての情報交換、関係諸機関との連携を図ります。

○学校支援会議（緊急ケース会議）の開催

学校において「いじめ」「不登校」「問題行動」「自殺及び自殺未遂」「児童生徒虐待」など緊急性を要する問題が生じた場合、教育委員会もしくは校長が家庭・地域・外部の専門機関と連携して、問題を解決するため学校支援会議を開催します。

○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

複雑な事情を抱えた家庭や児童生徒をサポートするためにスクールカウンセラーを活用するとともに、教育相談センターでの相談活動を進めます。また、市内5中学校に配置したスクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関と連携した相談体制の整備を進めます。

施策3

開かれた学校づくり、特色ある学校づくりを進める

地域・家庭から愛される学校をめざし、地域・家庭・学校が連携できる開かれた学校づくりを進めます。

学校が所在する地域（学区）の伝統と教育財産（人・モノ）を生かし、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めます。

●展開する事業の主な取り組み

□地域・家庭・学校の相互連携、地域人材の活用推進

○学校運営協議会を生かした学校づくり（コミュニティ・スクール）

学校運営協議会について、地域コーディネーター及び地域学校協働本部を積極的に用いて、学校運営における地域コミュニティや外部の多様な専門的知見の導入を推進することで、地域・家庭・学校による学校運営の協働を推進します。協議会では、活発な議論ができるよう支援します。学校運営協議会と地域ボランティアの取り組みについて、教育委員会は、広く市民へ広報します。

学校、学校運営協議会及び地域の活動は、それぞれ主体性をもった活動がお互い無理のない範囲で連携しあう活動であり、協働及び共生により学級、学校、地域へとウェルビーイングの範囲が広がるものであることを目標とします。

○民生委員・児童委員との連絡会の開催

学校と民生委員・児童委員との連絡会を開催し、地域・家庭・学校が一体となって地域に開かれた信頼される学校づくりを推進します。

○学校関係者会議の開催

小中学校と保護司、少年補導委員、警察、児童・障害者相談センター等による学校関係者会議を開催し、生徒指導、非行・問題行動等の諸問題に対して連携して取り組みを進めます。

○総合的な子ども支援の推進

こども家庭センター（子ども福祉課、健康推進課、保育課）を中心に、民生委員・児童委員、保護司をはじめとする相談・支援機関との連携を強化し、家庭、地域を含めたトータルな子どもたちの支援体制を構築します。

○教育人材バンク（学びの道の案内人）の活用

設置した教育人材バンクに、地域の人材やNPOを登録し、各学校において地域の人材活用を促進します。

○出前授業の講座の充実

「あま市ものしりジュニア検定」と「昔のくらしと道具」など外部講師による出前授業の機会を増やし、市民協働のまちづくりを進め、充実を図ります。

○地域との連携を生かしたキャリア教育の推進

児童生徒の社会性や望ましい職業観・勤労観を育成するために、地元の商店街や企業等と連携を生かした社会体験活動や職場体験、出前講座等を実施して、キャリア教育を推進します。

○地域を主体とした学校施設の管理及び有効活用の推進

市民が学び、活動する環境を創るため、グラウンド、体育館等の学校施設を生涯学習、スポーツ、市民活動などの場として有効に活用します。

□地域に開かれた特色ある学校づくりの推進

○特色ある学校づくりの推進

主体的な創意工夫により、児童生徒の「生きる力」の育成を目指し、創造性・発展性・人づくり・地域連携などの特色ある学校づくりの支援を目的とする「特色ある学校づくり推進事業」を推進します。

○学校からの情報公開、情報発信の推進

各種便りの配付、学校ホームページの公開や保護者連絡アプリ「tetoru」によるメッセージ配信等により、学校からの情報発信を推進します。

○学校評価制度による学校評価

学校運営、教育活動について、教職員自らの自己評価の充実を図るとともに児童生徒や保護者、地域の方々等の意見を取り入れた学校関係者評価を実施し、計画的・組織的・継続的に学校の教育活動を見直し改善を図る仕組みづくりを進め、「信頼され開かれた学校づくり」を推進します。

施策4

学校の教育環境の整備と充実に努める

安全・安心で快適な環境の中で学ぶことのできる、安全性や機能性の高い学校づくりを進めます。

●展開する事業の主な取り組み

□安全・安心な学校づくりの推進

○快適な学校教育環境の整備

普通教室を中心に整備したエアコンの活用等により快適な教育環境の維持に努めます。また、あま市公共施設再配置計画、あま市学校施設長寿命化計画をもとに校舎・体育館等の整備、補修を計画的に実施します。

○ICTを活用した学習環境の整備

全児童生徒用に配備したタブレット端末の効果的な活用を推進するための学習環境の整備を進めるとともに、児童生徒の学びにつながる学習環境の整備を進めます。

○オンライン授業の実施等に向けた教育環境整備と実践

児童生徒がタブレット端末を家庭に持ち帰って主体的に学習を進めたり、臨時休業中や長期休業中等にオンラインでの授業を受けたりすることができるよう教育環境を整備し、実践を進めます。

○学校図書館の利活用

学校図書館は、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場です。このため、学校図書館は児童生徒が落ち着いて読書を行うことができ、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努めます。児童生徒の学校内外での読書活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援するため、図書等の館内・館外貸出しなど資料の提供を積極的に行うよう努めます。

また、発達段階及び地域の実情を考慮した特色ある蔵書構成とするよう努めます。

○児童生徒にとって望ましい学校の規模やあり方の支援と小中一貫教育を行う学校を設置することを目指す

小規模校及び大規模校のそれぞれにメリットとデメリットがあり、特色ある学校運営を支援しますが、児童数減少のなか、学校の適正規模を確保し、教育の質的充実を図るため、小中一貫教育を行う学校を設置することを目指します。

特色ある教育活動やきめ細やかな指導、一人ひとりに寄り添った教育環境を維持・発展させることを目指します。

○施設等の共有化・複合化の推進

全小中学校において、複数校で一つの施設・設備を使用する共有化や、複数の機関の機能を一つの施設でまかなう複合化を推進します。ただし、その検討は慎重に行うものとし、共有化・複合化により管理体制や運営体制が変更されることにより、教職員の負担が増加することのないよう考慮します。

また、共有化・複合化の検討は、施設の老朽化を考慮するものとします。

○熱中症対策

近年、夏季の酷暑に伴い、熱中症リスクが上昇しています。各小中学校において実施することができる各種の施策により、登下校及び在校中の熱中症対策とします。

小学校にクールネックリング等の熱中症対策グッズを冷却するための冷凍庫等を設置します。中学校及び小学校の一部に自動販売機を設置します。小中学校の特別教室へ空調設備を設置します。また、体育館への空調設備の設置について検討します。

○教職員が働きやすい教育環境の整備

学校の働き方改革に向けて、国や愛知県の動向を踏まえ、学校現場の声を生かしながら、教職員が働きやすい教育環境の整備を進めます。

□新たな教育課題への対応

○教育課題検討委員会による新たな教育課題への対応

教育委員会のシンクタンクとして教育課題検討委員会を設置し、学校を取り巻く新たな教育課題について検討を行い、教育施策に反映させます。

施策5

共に考え、学び、楽しむ生涯学習社会を創る

「ずっと大好きなまち“あま”」の実現に向けて、個性豊かで活力に満ちた市民主体の芸術文化活動への環境づくりなど、市民が生涯にわたり心身ともに健康で活力あふれる生活を送ることができるような社会づくりに取り組みます。

●展開する事業の主な取り組み

□社会教育施設機能の充実

○公民館等を拠点とした生涯学習活動の推進

市民のニーズにあった講座を実施し、多様な学びに対応しながら、各施設が学習の交流拠点となることにより、市民一人ひとりの生涯学習活動の意欲が向上するように努めます。

□家庭の教育力の向上

○家庭教育事業の推進、企業に対する家庭教育の啓発

親学の推奨や、子どもと共に親はどうあるべきかを考え学ぶ場を提供し、家庭における教育力の向上と青少年の健全育成を目指し、家庭教育を支援します。

また、家庭教育推進協力企業登録制度により、家庭教育推進事業の協力企業を募集し、企業内における家庭教育推進事業の奨励に努めます。

□読書活動の推進

○図書館等の利用促進（図書室、読書室を含む）

図書に関する企画展示や講座・講演会、読み聞かせ会などをはじめ、多様なイベントを開催することで、図書館をPRし利用促進に努めます。

○子どもの読書活動の推進

「あま市子ども読書活動推進計画」に基づき、乳児健診時におけるブックスタートや幼稚園・保育園・認定こども園での読み聞かせ等を推進・充実させるとともに、これらの事業促進のため、外部講師の依頼及び読書ボランティア交流会による研修会を通じて新規読書ボランティアの育成を行い、子どもが読書に親しむことのできる環境づくりを推進します。

□若者世代の能力活用

○まちづくりに関わる若者を支援

毎年「はたちの式」を開催するとともに、あま市に関心のある若者を対象とし、若者が考える理想の未来のために今できる様々なチャレンジのサポート・応援をします。地元企業などと交流することで「まちづくり」を学び、あま市で活躍することができる人材の育成に取り組みます。

□シニア世代の能力活用

○シニア世代の活力を地域で活かすための支援

あま市在住又は在勤で60歳以上の方を対象としたシルバーカレッジで生きがいや健康づくりを促進するとともに、シニア世代の能力を地域社会の原動力として活かしていくため、地域や学校におけるコミュニティ活動などによるボランティア活動に活躍・貢献できるよう支援します。

□人権教育の充実

○人権教育・啓発事業の推進

人権教育講演会や啓発事業を実施することにより、市民一人ひとりが人権課題に対し正しい理解や知識、行動を育む契機とします。

□地域を中心とした社会活動の推進

○学校、地域の活動に関わる市民・団体、その他関係機関との連携による社会参加活動の促進

地域住民、保護者、PTA、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て青少年の健全育成に努め、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動を推進します。

また、学校と地域学校協働本部、社会福祉協議会、市民活動センター等が情報を共有し、市民が広く社会参加できる環境づくりを促進します。

□豊かな芸術文化活動の振興

○芸術文化活動等への支援

豊かな芸術文化活動の振興を図るために、市民や文化協会、女性の会、市民文化団体の各種芸術文化活動に対して情報提供を行い、団体の活動や団体間の交流を促すなどの幅広い支援を行います。

□文化財の保護と積極的な活用の促進

○資料館を活用した郷土学習

市の歴史や文化財等の歴史的資源を活かした企画展や講演会等を実施します。また木曽川の恵みと海拔ゼロメートル地帯特有の水文化を理解するための体験学習や小学校への出前授業、移動博物館を通して地域の歴史文化を身近に感じるにより、郷土愛を育む契機を促進します。

○地域の歴史文化の保存と継承の推進

あま市文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の保存と活用について推進します。また、市の歴史文化を後世に継承するため、市民グループと協働で歴史ガイドボランティアを育成し、教育の場においても積極的にその活用を図ります。

○観光、教育の場における歴史・文化財の活用

観光協会や歴史ボランティアとの連携を深め、地域の歴史遺産を広く市内外に伝承します。

また、学校の要請に応じた文化財活用授業を推進し、児童生徒の郷土学習を支援するとともに、歴史民俗資料館の活動や文化財の魅力をSNS等により戦略的に発信します。

□生涯学習活動拠点の整備

○社会教育施設の整備

市民が生涯にわたって自発的に学習できるよう、生涯学習の活動拠点である公民館・文化会館・図書館・資料館の適切な管理・運営に努めます。また、市民が安全で快適に施設を利用できるよう整備・充実に努め、社会教育施設の機能の維持に努めます。

施策6

スポーツ環境の充実に努める

スポーツ参画人口の拡大・スポーツ実施率等の向上を目指し、市民がスポーツに関して「する」「みる」「ささえる」等様々な関わり方ができるよう、スポーツ環境の充実に努めます。

●展開する事業の主な取り組み

□市民のニーズにあったスポーツの推進

○スポーツ推進計画の取り組み

- ・令和4年度に策定した「あま市スポーツ推進計画」に基づき、スポーツ施策の推進に取り組みます。
- ・時代のニーズにあったスポーツ教室・講座などのスポーツ事業を実施し、市民一人ひとりのスポーツへの意欲向上に努め、実施率、関連率の向上を目指します。
- ・スポーツを「みる」という観点からは、選手が試合や競技に挑戦する姿を「観る」ことから得られる感動に加え、応援することで選手と観客が一つになれる一体感や帰属意識を得られる環境づくりに努めます。
- ・中学校の部活動の在り方等について学校教育とともに検討します。
- ・スポーツ活動の推進を図ることで、市民協働のまちづくりとその充実にめざし、個性豊かで活力に満ちた市民主体のスポーツ活動に親しむ社会づくりに取り組みます。
- ・各家庭・世代に合ったスポーツのできる環境を充実させることにより、市民の健やかな心と体、スポーツ参画による健康的な家庭環境を目指します。

○社会体育施設の充実

多種多様な種目の拠点となる施設の充実に努めます。

○小中学校体育施設スポーツ開放の有効利用

学校開放施設を利用して、スポーツができる環境づくりを支援します。

○地域スポーツ、生涯スポーツの推進

NPO法人（特定非営利活動法人）あまスポーツクラブ・スポーツ協会・スポーツ少年団・スポーツ推進委員等の関係団体・組織と協働して、市民がスポーツに参加できる環境の推進に努めます。

○青少年健全育成活動の充実

スポーツ少年団活動を通じ青少年健全育成に努めます。

『あま市立小中学校のあり方に関する基本的方針』

令和6年1月19日制定

あま市教育委員会は、あま市小中学校あり方検討委員会報告書を受けて、次の課題についてあま市立小中学校のあり方に関する基本的方針を決定した。

(1) 小規模校と大規模校について

小規模校及び大規模校のそれぞれにメリットとデメリットがあり、特色ある学校運営を支援するが、単学級学年まで小規模となることは望ましくない。

学校の適正規模を確保し、教育の質的充実を図るため、小中一貫教育を行う学校を設置することを目指す。小中一貫教育を行う学校は、併設校とするか義務教育学校とするかは検討課題とする。ただし、すすめ方やその在り方については市民に理解が得られるよう丁寧に説明するものとする。

大規模校については、当面の間は現状維持とするが、過大規模校となることは望ましくない。

(2) 施設等の共有化・複合化について

全小中学校において学校プールをはじめとするあらゆる施設の共有化を進める検討をし、共有化できる施設については共有化する。ただし、その検討は慎重に行うものとし、施設の老朽化を考慮するものとする。空き教室や共有化で空いた施設などについては複合化を進める。

(3) これからの学校・学校と学校・学校と地域のあり方について

① 学校と家庭と地域のあり方

学校運営協議会について、地域コーディネーター及び地域学校協働本部を積極的に用いて、学校運営における地域コミュニティや外部の専門性の活用を推進する。学校運営協議会と地域ボランティアの取組について、教育委員会は、広く市民へ広報する。

学校、学校運営協議会及び地域の活動は、それぞれ主体性をもった活動がお互い無理のない範囲で連携しあう活動であり、協働及び共生により学級、学校、地域へとウェルビーイングの範囲が広がるものであることを目標とする。

② 学校間交流のあり方

幼保小中の詳細な情報連携とスムーズな移行を支援する。市内幼保小及び小中学校間の交流を支援するが、過度な負担とならないよう配慮する。

③ 特別支援教育における学校のあり方

校内の適応指導教室、特別支援学級、市の適応指導教室、民間施設を含めた制度間の切れ目ない支援を行う。

特別支援教育について、不登校の児童生徒のみならず、普通学級を含めた発達障害などの特性がある児童生徒への支援の視点を持ち、ひとりで勉強できたり気持ちをクールダウンできる部屋を用意したり、オンラインによる授業参加やe-ラーニングなど、児童生徒がそれぞれの特性に応じて自分を活かし、多様な学びを実現できる環境整備並びにICT利活用を図る。

(4) ICT利活用について

先進的ICT活用法を日常生活の中での活用から始め、徐々に授業での活用へと進める。ICT支援員を活用し、教職員と児童生徒の学校全体での利活用を推進する。

小学校入学から中学校卒業まで一貫して児童生徒のデータを収集、蓄積、活用することで、成長の過程を指導に活かす。

教職員による児童生徒のデータの蓄積のみならず、児童生徒自身の日常利用によるデータの収集、蓄積、活用を目指す。

(5) 働く場としての学校

ICT及びAIを積極的に活用し教職員の働き方改革を推進する。

教職員の本務以外の仕事をスクールサポーターや学校運営協議会による地域への取り組みによって担えるように推進する。

子ども家庭センターとの連携を推進し、スクールソーシャルワーカー並びにスクールカウンセラーなどの専門職による分業によりチーム学校での学校運営を進める。

教職員の在校時間を可視化し、集計することとともに、教職員の意識を高める取組やライフワークバランスの取組をする。

中学校部活動の地域移行を推進する。

対象期間

この基本方針の対象期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とする。

対象期間経過後は、新しい基本方針等に変更するか継続とするか検討するものとする。